

7 参考資料

○電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例

昭和42年12月22日
条例第44号

(設置)

第1条 電源を開発し及び工業用水道を整備して産業経済の発展と民生の安定に寄与するため、電気事業及び工業用水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 電気事業及び工業用水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 電気事業における総最大出力は、175,770キロワットとし、発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。

名 称	位 置	最 大 出 力
胆 沢 第 二 発 電 所	奥 州 市	6,800 キロワット
岩 洞 第 一 発 電 所	盛 岡 市	41,000 キロワット
岩 洞 第 二 発 電 所	盛 岡 市	8,600 キロワット
仙 人 発 電 所	北 上 市	37,600 キロワット
四 十 四 田 発 電 所	盛 岡 市	15,100 キロワット
御 所 発 電 所	盛 岡 市	13,000 キロワット
北 ノ 又 発 電 所	八 幡 平 市	7,000 キロワット
滝 発 電 所	久 慈 市	450 キロワット
入 畑 発 電 所	北 上 市	2,100 キロワット
北 ノ 又 第 二 発 電 所	八 幡 平 市	3,400 キロワット
松 川 発 電 所	八 幡 平 市	4,600 キロワット
早 池 峰 発 電 所	花 巻 市	1,400 キロワット
柏 台 発 電 所	八 幡 平 市	2,700 キロワット
稲庭高原風力発電所	二 戸 市	1,980 キロワット
北 ノ 又 第 三 発 電 所	八 幡 平 市	61 キロワット

胆 沢 第 三 発 電 所	奥 州 市	1,600 キロワット
胆 沢 第 四 発 電 所	奥 州 市	170 キロワット
相 去 太 陽 光 発 電 所	北 上 市	1,009 キロワット
高 森 高 原 風 力 発 電 所	二 戸 郡 一 戸 町	25,300 キロワット
築 川 発 電 所	盛 岡 市	1,900 キロワット

3 工業用水道事業における施設は、取水施設、給水施設及びその他の施設とし、その名称、位置、1日最大給水量及び給水区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	1日最大給水量	給 水 区 域
北上中部工業用水道	北上市	114,762 立方メートル	北 上 市 胆沢郡金ヶ崎町

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書の規定に基づき、電気事業及び工業用水道事業を通じて管理者1人を置く。

2 管理者は、企業局長という。

3 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、企業局を置く。

附 則（令和2年12月14日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

○県営工業用水道料金徴収条例

昭和 53 年 3 月 27 日
条 例 第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、県営工業用水道の料金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(料金の徴収)

第 2 条 料金は、県営工業用水道から工業用水の供給を受ける者（以下「使用者」という。）から徴収する。

2 料金の徴収方法については、岩手県工業用水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

(工業用水の料金の種別及び額)

第 3 条 料金は、工業用水の料金及びろ過料金（工業用水をろ過して供給する場合において、ろ過に係る料金として工業用水の料金とは別に徴収するものをいう。以下同じ。）とする。

2 工業用水の料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(1) 基本料金 管理者が給水することとした 1 日当たりの水量（以下「基本使用水量」という。）1 立方メートル当たりの料金

(2) 使用料金 基本使用水量を基礎とする平均瞬間使用水量の範囲内で使用した水量 1 立方メートル当たりの料金

(3) 超過料金 基本使用水量を基礎とする平均瞬間使用水量を超えて使用した水量 1 立方メートル当たりの料金

3 ろ過料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(1) 基本料金 管理者がろ過して給水することとした 1 日当たりの水量 1 立方メートル当たりの料金

(2) 使用料金 使用したろ過に係る水量 1 立方メートル当たりの料金

(料金の免除)

第 4 条 管理者は、災害その他特別の事情により給水を制限し、若しくは停止したとき、又は公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第 5 条 詐偽その他不正の行為により料金の徴収を免れた使用者は、その徴収を免れた金

額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（補則）

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和2年12月14日条例第59号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	料金の種別	工業用水の 料 金 の 額	ろ過料金の額
北上中部工業用水道	基本料金	42円	35円
	使用料金	3円	3円
	超過料金	90円	

令和5年12月発行

お問い合わせは

岩手県企業局経営総務室 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号

TEL 019-629-6388 (経営企画担当) FAX 019-629-6384

E-mail EB0001@pref.iwate.jp
